

## 『寛永諸家系図伝』収録「松前系図」の検討

新藤 透\*

## Review of Matsumae Keizu Recorded in "Kan-ei Shoke Keizuden"

Toru SHINDO

本稿は、松前藩で最も古い歴史書『新羅之記録』（しんらのきろく）の元になった史料『寛永諸家系図伝』（かんえいしよけいずでん）に収録されている「松前系図」（まつまえけいず）を検討した。

「松前系図」の提出原本の写本であると推測される史料は、3種類現在確認されている。検討の結果、『松前家譜』（まつまえかふ）であることが判明した。

また、『寛永諸家系図伝』も「草稿」、漢文で記された「真名本」（まなぼん）、仮名で記された「仮名本」（かなぼん）の3種類が存在する。したがってそれに収録されている「松前系図」も3種類ある。

『松前家譜』と3種類の「松前系図」を比較した結果次のようなことが判明した。『松前家譜』と「松前系図」草稿、真名本の間には書き直した点が散見されるものの、共通点が多々あり影響が感じられた。しかし、草稿、真名本と仮名本の間には共通点が少なく、影響はないものと思われた。仮名本は、草稿や真名本よりも『松前家譜』との共通点が多いことが判明した。仮名本は草稿や真名本ではなく、『松前家譜』を直接参考にしたことが明らかになった。

『寛永諸家系図伝』に収録されている「松前系図」の成立過程が明らかになった。これは『新羅之記録』の成立過程に関係することであり、『新羅之記録』研究の一助となることと思われる。

This paper reviews the "Matsumae Keizu" (Matsumae Family Tree) recorded in the historical source "Kan-ei Shoke Keizuden" (Kan-ei Shoke Family Tree Chart) based on the oldest history book "Shinra No Kiroku" in the Matsumae Clan.

Currently, three historical sources assumed to be the copies of the original of the "Matsumae Keizu" have been confirmed. Results of review have clarified that they are "Matsumae Kafu".

There are also three types of "Kan-ei Shoke Keizuden"; the draft, manabon which is written in Kanji, and kanabon which is written in kana characters. Accordingly, there are also three types of "Matsumae Keizu" recorded in these.

Comparisons of the "Matsumae Kafu" and three types of "Matsumae Keizu" revealed the following. Though rewriting is found here and there between the "Matsumae Kafu", "Matsumae Keizu" draft, and manabon, they also share numerous points which indicates influence. However, the draft, manabon, and kanabon share few points, suggesting they did not influence each other. It was also found that kanabon shares many common points with "Matsumae Kafu" than the draft and manabon, and it was revealed that kanabon directly referred to "Matsumae Kafu" instead of the draft and manabon.

This study brought to light the process of establishment of the "Matsumae Keizu" recorded in the "Kan-ei Shoke Keizuden". This is related to the process of establishment of the "Shinra No Kiroku", and should contribute to its research.

\* 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程  
Doctoral Program  
Graduate school of Library, Information and Media studies, University of Tsukuba

## 1. はじめに

寛永十八年（一六四一）二月七日に將軍徳川家光の台命によって『寛永諸家系図伝』（以下『寛永譜』と略記する）は「編纂」が着手された<sup>①</sup>。実際は太田資宗が主任となって進められた。松前氏に対して呈請命令が幕府から下ったのは、寛永二十年（一六四三）七月十六日のことであり、家老斎藤直政を系図担当としてあたらせたとある。<sup>②</sup>『寛永譜』は寛永二十年九月に完成した<sup>③</sup>。この『寛永譜』収録の「松前家図」に誤謬が多々あるとして、初代藩主松前慶広の六男ではあるが、臣下に下っており一般の藩士となっていた景広が『新羅之記録』を著すことになる。

『新羅之記録』と『寛永譜』収録「松前系図」の相違点を比較し、それを詳細に検討する必要があるが、それは別稿に譲ることとする。小稿では、松前氏の『寛永譜』提出原本、『寛永譜』草稿、『寛永譜』成稿（真名本・仮名本）との四者を比較し、相違点を明らかにすることを目的としたい。これは『新羅之記録』や『寛永譜』の成立過程を明らかにする上で重要であると思われる。特に『新羅之記録』の成立過程の研究は、管見では先行研究を見出すことが出来なかった。

具体的には以下の点を検討し明らかにしたい。①松前氏の、『寛永譜』の提出原本の写本であるとされる数種の松前氏の系図が、現在確認されており、どの本が提出原本であるのか検討し、②その提出原本の写本と、『寛永譜』草稿・成稿（真名・仮名本）と比較し、その内容の相違点を明らかにしていきたい。

なお、『新羅之記録』は函館市立図書館所蔵の写本を使用する。本写本は大庭幸生氏によれば、個人蔵である原本と目されている卷子本から直接、函館市立図書館員により毛筆で転写されたものであり、卷子本に記されている異体字や行取りなど最も忠実に写されたものである（大庭幸生「『新羅之記録』写本の系統とその比較」〔北海道立文書館研究紀要〕第二号 一九八七年三月 五九頁）

## 2. 『寛永諸家系図伝』提出原本とされる松前氏の系図の検討

## 2.1 各系図の性格

管見の範囲で松前氏が幕府に提出した系図の原本と思われるものが三種類存在

する。まず、これら諸本の書誌的事項を記す。書誌情報も加味して論旨の關係上やや詳しく検討を行いたい。

## ① 『寛永廿年 幕府江御差出写 幕府江御差出松前家譜 一冊』

外題 (なし)  
内題 寛永廿年 幕府江御差出写 幕府江御差出松前家譜 一冊  
本種 写本  
転写者 不明  
転写年月 明治二十三年十二月  
所蔵機関名 中嶋家所蔵、松前町史資料室にコピー本がある。小稿では、そのコピー本を使用する。

扉に「飛内策馬ヨリ原書借上写之 明治廿三年十二月」とあり、刊記に「松前弁之助 寛永二十癸未歳七月吉日 太田備中守殿」とある。表紙に、「番号148 / 御出品者中嶋殿 / 松前懐古展覧会」のシールが貼付されている。旧松前藩士中嶋氏が、明治二十三年（一八九〇）十二月に、飛内策馬から借りて写したとわかる。更にそれを松前懐古展覧会に出品したとわかる。本文は漢文で書かれており、筆跡に乱れはない。

本書に関しては、工藤大輔氏の考察があり、それによると本書の体裁は『寛永譜』の形式と殆ど一致しており、提出された原稿が、『寛永譜』にほぼそのまま収録されたとしている<sup>④</sup>。

## ② 『松前系図 全』

外題 松前系図 全  
内題 (なし)  
本種 写本  
転写者 松前景広？  
転写年月 寛永二十一年冬、二十二年  
装丁・丁数 和装・十九丁  
所蔵機関名 国立公文書館内閣文庫。  
本文中に次のようなことが記されている。

寛永二十癸未年七月十六日

征夷大將軍左大臣源家光為太田備中守資宗承永井弥右衛門上使被 仰出松

前家之系図於可書上之旨氏広之家臣齋藤多宮直政故其日即直政行謁系図書筆者十二人中高野山見樹院法印立詮申松前家之先祖者若州牢人之来由執代々之要為一小卷令法印立詮清書一卷以其一卷上

大將軍一卷者氏広所時也 同二十一年甲申年中冬二十二日写之但偽訂者削之不足者景広書加

後半の寛永二十一年（一六四四）冬二十二日に、松前景広が、転写した際に誤りがある場合はこれを訂正し、不足分は書き加えたと記されている。前述したように景広は、初代藩主松前慶広の六男で『新羅之記録』を著述した人物として著名である。『新羅之記録』は正保三年（一六四六）に完成するので、本書は景広が『新羅之記録』著述のために『寛永譜』提出原本を考証し、内容を加筆訂正したものでないかと思われる。景広は『新羅之記録』著述の動機に『寛永譜』の不備を正すためと記している（『新羅之記録』奥書）。

③『松前系図 全』

外題 松前系図 全  
 内題 松前系図  
 本種 写本  
 転写者 岡谷繁実  
 転写年月 明治八年二月  
 装丁・丁数 和装・十丁 内務省罫紙に毛筆写  
 所蔵機関名 国立公文書館内閣文庫。  
 奥書につきのように書かれている。  
 明治八年二月 以岡谷繁実蔵本写之

課長七等出仕岡谷繁実督 印  
 十四等出仕小川持正御 雇 関口 甫校

内容は、②と全く同じであるから転写したものと思われる。

『寛永譜』の提出原本であるとされる三種類の松前氏の系図に関して検討をしてきたが、②は寛永二十一年（一六四四）に松前景広が加筆訂正したとあるので、原本に手を加えたものといえる。③は②の写本であると考えられるので原本ではない。残るは①である。①は内題に「寛永廿年 幕府江御差出写」

とあり、また工藤氏の考察も考えれば、寛永二十年（一六四三）に提出した原本の写本であるとわかる。①が幕府に提出した原本に最も近い写本といえよう。

2. 2 各『寛永諸家系図伝』の性格

次に三種類ある『寛永譜』の性格について簡単に記述したい。

I 『寛永諸家系図伝』（真名本）国立公文書館内閣文庫所蔵

国立公文書館内閣文庫には假名本とその写し三部、真名本一部の計五部の『寛永譜』が所蔵されている。以下紹介するのは真名本の方である。その書誌は橋本政宣氏によって紹介されているのでそれをまとめると、全三十冊からなり、各冊袋綴装冊子本で、綴穴は四欠であり、表紙は厚手の茶紙で右側より内容が打付書きで記してあり、本文は真名（漢文）で書かれている。本書は林羅山四男の林靖の旧蔵本で後に高田藩の儒者東条琴台（一七九五～一七八八）の所有になり、明治初年に内務省地理局の蔵書となり、太政官文庫に引き継がれたという<sup>⑤</sup>。橋本氏はこの内閣文庫本を研究した結果、次のように結論づけている。

閣本（内閣文庫本）のことを指す「引用者注」は寛永譜の編纂者の許に到来した文書や、編纂に際しての覚・備忘・考証に類する記載も含むものであること、日光本（日光東照宮が所蔵している『寛永譜』真名本の事で將軍家に献上された本とされている「引用者注」所収の系図で閣本所収のものを指して「家伝」と表現されていることなどから、閣本は諸家から呈出された系譜をかなり忠実に書写し、これに編纂者の考証等も付し、寛永譜の編纂の土台とされたものと推定しえるのである<sup>⑥</sup>。

内閣文庫本は『寛永譜』の「編纂」の土台となったものであるといえよう。

II 『寛永諸家系図伝』（真名本）日光東照宮所蔵

日光東照宮が所蔵している真名本『寛永譜』の書誌は山本信吉氏によって紹介されている。全一八六冊、各冊袋綴装冊子本で綴穴は五欠の朝鮮装になっている。表紙は厚手の紺紙で、外題は「寛永諸家譜」と記されており、内題は各冊の本文の首にあり「寛永諸家系図伝」とある。山本氏によれば、外題と内題の表記が異なるが、この場合は内題が正式の題名であるとしている。全冊漢文で書かれている<sup>⑦</sup>。



武田流  
松前

其先蠣崎雖為称号至志摩守公広改号松前又称武田氏族者昔年住夷千嶋者号和多利党此時自松前以東二十日程以西二十日程有人宅民家夷蜂起而攻撃志法城主太郎左衛門箱館城主加賀守松前城主相原周防守及所々城郭雖然下国主茂別治部太輔上国城主蠣崎修理太夫猶堅固守城居之其時若州武田大膳大夫国信嫡男太郎信広依与父有郤去若州棄商舶來居松前於此夷又蜂起欲襲下国上国兩城時信広膺其選為武者奉行討捕夷渠魁二人并賊徒數輩依之凶賊悉敗走其後治部太輔自下國來上國會于修理太夫而有獻酬之礼修理大夫授刀來国俊於信広治部太輔授刀菊一文字於信広而賞其勇功且修理大夫有女子無男子故使女子嫁信広而為家督是所以称武田氏族者也

Ⅲ先祖蠣崎の称号をもちゆといへども、志摩守公広時にいたつてあらためて松前と号す。又武田の氏族といふ事ハ、むかし夷の千嶋に住するものを和多利党と号す、此時松前より東廿日路、西廿日路、人宅民家ありといへども、夷蜂起して志法の城主太郎左衛門・箱館の城主加賀守・松前の城主相原周防守其外所々の城郭をせめるといへども、下国の城主茂別治部太輔・上国の城主蠣崎修理大夫、此二人なを城堅固にまもつて是に居す。その折節、若州武田大膳大夫国信の嫡男太郎信広、父と不和の事ありて若州を立去て、商人の舟にのり松前にきたつて居す。此時夷又蜂起して下国・上国の兩城をせめとらんとす。時に信広其系らびにあたつて武者奉行と成て、夷の渠魁二人を討とり、賊徒數輩をきりころす。是によりて凶徒こと／＼と敗走す。その、ち治部太輔下国より上国にきたつて会合し、酒宴のとき、修理大夫ハ來国俊の刀を信広にあたへ、治部太輔ハ菊一文字の刀を信広さづけて、その勇功を賞す。修理大夫に女子有て男子なき故、其女子を信広に嫁せしめて、家督とす。是に依て武田の氏族と称するものなり。

四者に相違点は太字で示したように数点みられるが、内容的には著しく異なっている点はみられない。Ⅲの『寛永譜』仮名本であるが、「松前の城主相原周防守其外所々の城郭」が、0の「松前城主相原周防守其外所々城郭」の影響が感じられ、Ⅰ、Ⅱの「松前城主相原周防守及所々城郭」の影響は感じられにくい。その他の点でも、Ⅲの「賊徒數輩をきりころす」がⅠ、Ⅱの「并賊徒數輩依」よりも、0の「斬殺賊徒數輩」の方が影響が感じられる。しかし、Ⅲの最後の文章「是に依て武田の氏族と称するものなり」は、0の「因曰武田余裔者也」よりも、Ⅰ、

Ⅱの「是所以称武田氏族者也」の方が参考にされたと思われる。

0 新羅三郎義光四代

信義

武田太郎 從五位下 大膳大夫

与逸見太郎光長同胞兩子也光長已刻生信義午刻生

Ⅰ 新羅三郎義光四代

信義

武田太郎 大膳大夫 從五位下

Ⅱ 新羅三郎義光四代

信義

武田太郎 大膳大夫 從五位下

Ⅲ 新羅三郎義光四代 武田太郎 從五位下 大膳大夫

0で書かれている「与逸見太郎光長同胞兩子也光長已刻生信義午刻生」が削除されている。この意味は武田信義と逸見光長と「同胞」（Ⅱ兄弟）であるというものが、なぜⅠでは削除されたのかは不明である。武田信義と逸見光長が兄弟であるという記述は、『尊卑分脈』<sup>(5)</sup>、『寛政重修諸家譜』<sup>(6)</sup>にみられ、いずれも光長が兄で、信義が弟と書かれており、信憑性は高いと思われる。

0 信光

五郎 伊豆守 法名光蓮 安芸国守護

右大將家時賜石和庄故号石和五郎 又号伊澤

Ⅰ 信光

五郎 伊豆守 法名光蓮 安芸国守護

Ⅱ 信光

五郎 伊豆守 法名光蓮 安芸国守護

Ⅲ 信光

五郎 伊豆守 法名光蓮

安芸国の守護

0に書かれている「右大將家時賜石和庄故号石和五郎 又号伊澤」が削除されている。源頼朝から石和莊を賜り、石和五郎と名乗ったという意味である。この記述は『尊卑分脈』<sup>(5)</sup>に書かれており、信憑性はあると思われる。

0 信時

伊豆守 治部少輔

I 信時

伊豆守 治部少輔

II 信時

伊豆守 治部少輔

III 信時

伊豆守 治部少輔

四者に相違点はない。

0 時綱

伊豆守 弾正少弼

I 時綱

伊豆守 弾正少弼

II 時綱

伊豆守 弾正少弼

III 時綱

伊豆守 弾正少弼

同じく四者に相違点はない。

0 信政

小五郎

I 信政

小五郎

II 信政

小五郎

III 信政

小五郎

四者に相違点はない。

0 信宗

弥六郎 伊豆守 安芸国守護

I 信宗

弥六郎 伊豆守 安芸国守護

II 信宗

弥六郎 伊豆守 安芸国守護

III 信宗

弥五郎 伊豆守 安芸国の守護

四者に大きな相違点はない。

0 信武

彦六郎 伊豆守 陸奥守 兵庫頭 甲斐守

甲斐国守護 九州探題

仕將軍尊氏卿

康永四年天龍寺供養時為隨兵

延文四年四月廿九日尊氏卿墓因之信武出家号八福寺

I 信武

彦六郎 伊豆守 陸奥守 兵庫頭 甲斐守

甲斐国守護 九州探題

仕將軍尊氏卿

康永四年天龍寺供養時為隨兵

II 信武

彦六郎 伊豆守 陸奥守 兵庫頭 甲斐守

甲斐国守護 九州探題

仕將軍尊氏卿

康永四年天龍寺供養時為隨兵

III 彦六郎 伊豆守 陸奥守 兵庫頭 甲斐守 甲斐の守護 九州の探題

將軍尊氏卿につかふ。

康永四年、天龍寺供養の時、隨兵となる。

0 に書かれている「延文四年四月廿九日尊氏卿墓因之信武出家号八福寺」が削除されている。足利尊氏が延文四年（一三五九）に亡くなったので武田信武が出家したということだが、尊氏の没年月日は延文三年（一三五八）であり<sup>(16)</sup>、I の記述は誤りであると分かる。そのためにIの草稿では削除されたのでであろうと考えられる。

0 氏信

後改信頼 伊豆守 刑部太輔 甲斐国守護  
仕鹿苑院殿

I 氏信

後改信頼 伊豆守 刑部太輔 甲斐国守護  
仕鹿苑院殿

II 氏信

後改信頼 伊豆守 刑部太輔 甲斐国守護  
仕鹿苑院殿

III 後に信頼とあらたむ 伊豆守 形部大輔 甲斐国の守護

鹿苑院殿につかふ  
四者に大きな相違点はない。

0 信在

伊豆守 陸奥守 刑部太輔

I 信在

伊豆守 陸奥守 刑部太輔

II 信在

伊豆守 陸奥守 刑部太輔

三 信在

伊豆守 陸奥守 形部太輔

四者に相違点はない。

0 信守

伊豆守 治部少輔

無嗣子 故讓家督於弟信繁

I 信守

伊豆守 治部少輔

依無讓家督於弟信繁

II 信守

伊豆守 治部少輔

依無讓家督於弟信繁

III 信守

伊豆守 治部少輔  
子なきに依りて、家督を弟信繁に譲る。

0とIの間に相違点があるが、これは文章上の問題であり、内容的には相違はない。

0 信繁

伊豆守 治部少輔  
仕勝定院殿及普広院殿 号法泉寺

I 信繁

伊豆守 治部少輔  
事勝定院殿及普広院殿

II 信繁

伊豆守 治部少輔  
事勝定院殿及普広院殿

III 信繁

伊豆守 治部少輔  
勝定院殿・普広院殿につかふ。

「仕」と「事」は文章上の問題であり、どちらも「つかえる」という意味である。0に書かれている「号法泉寺」がIには欠落している。

0 信栄

彦九郎 治部少輔 若州守護  
仕普広院殿

無嗣子故讓家督於弟信賢 号長福寺

I 信栄

彦九郎 治部少輔 若州守護  
仕普広院殿

信栄依無子讓家督於弟信賢

II 信栄

彦九郎 治部少輔 若州守護  
仕普広院殿

信栄依無子讓家督於弟信賢

Ⅲ信栄

彦九郎 治部少輔 若州の守護

普広院殿につかふ

子なきに依て、家督を弟信賢にゆづる

「無嗣子故」と「信栄依無子」の相違は文章上の問題であるが、0の「号長福寺」はⅠには見あたららず、欠落している。

0 信賢

大膳大夫 陸奥守

仕慶雲院殿 慈照院殿

無子故又讓家督弟国信 法名宗武号大通寺

Ⅰ 信賢

大膳大夫 陸奥守

仕慶雲院殿 慈照院殿

依無子故又讓家督弟国信 法名宗武号大通寺

Ⅱ 信賢

大膳大夫 陸奥守

仕慶雲院殿 慈照院殿

依無子故又讓家督弟国信 法名宗武号大通寺

Ⅲ 信賢

大膳大夫 陸奥守

慶雲院殿・慈照院殿につかふ

子なきにより、又家督を弟国信にゆづる

法名宗武、大通寺と号す

相違点はⅠに「依」がついただけである。0の漢文の不備をⅠで正したといえる。

0 国信

彦九郎 大膳大夫 治部少輔

仕慈照院殿常徳院殿 法名宗勲号玉華寺

Ⅰ 国信

彦九郎 大膳大夫 治部少輔

仕慈照院殿常徳院殿 法名宗勲号玉華院

Ⅱ 国信

彦九郎 大膳大夫 治部少輔

仕慈照院殿常徳院殿 法名宗勲号玉華院

Ⅲ 国信

彦太郎 大膳大夫 治部少輔

慈照院殿・常徳院殿につかふ

法名宗勲 玉華寺と号す

0では「玉華寺」となっているが、Ⅰ、Ⅱは「玉華院」、Ⅲでは再び「玉華寺」にもどっている。Ⅲは『寛永譜』成稿で仮名本である。同じ成稿でもⅡの真名本とは本文が相違している点に注目したい。

0 信広

蠣崎若狭守 後剃髮号清岩 生国若狭

娶蛸崎修理大夫女依繼其家用蠣崎称号其事迹見松前題号下

於上国館内建立氏神正八幡大菩薩之社

卒年七十八

Ⅰ 信広

蠣崎若狭守 後剃髮号清岩 生国若狭

娶蛸崎修理大夫女繼其家故用蠣崎称号其事迹詳于前

於上国館内建立氏神正八幡大菩薩之社

卒年七十八

Ⅱ 信広

蠣崎若狭守 後剃髮号清岩 生国若狭

娶蛸崎修理大夫女繼其家故用蠣崎称号其事迹詳于前

於上国館内建立氏神正八幡大菩薩之社

卒年七十八

Ⅲ 信広

蠣崎若狭守後に剃髮して清岩と号す。生国若狭。

蠣崎修理大夫がむすめを娶つてその家をつぐにより、蠣崎の称号をもち

ゆ。其事跡、松前の題号の下に見えたり。上国の館の内におゐて氏神正八幡



大菩薩の社を建立す。

七十八歳にて死す。

相違点は0とIの間の「見松前題号下」と「詳于前」である。0の松前の題号の下に見えるというのは、0の冒頭にコシヤミンの戦いの記述が見られるが、そこに信広の活躍が記されており、そのことを指している。それがIには「詳于前」という語句に直されている。文章上の違いであり、内容には相違点は見あたらない。この点では、0とIIIが一致している。IIIの文章は「其事跡、松前の題号の下に見えたり」とあり、0の書き下し文であるといえる。

### 0 光広

宮内少輔 若狭守 後剃髮号泰岩 生于松前

永正十五年改上国移居于相原周防守古城

同十六年五月夷賊徒蜂起光広以計策招入賊徒酋長於館内行酒令彼入醉興且出宝物令見之窺彼弄宝物隙斬殺之此刀曾修理大夫所授父信広之来国俊也自是以為家重宝

同年於大館内建立氏神八幡宮又於地藏山麓州崎創山王堂 卒年五十九

### I 光広

宮内少輔 若狭守 後剃髮号泰岩 生于松前

永正十五年改上国移居于相原周防守古城

同十六年五月夷賊徒蜂起光広運計策招入賊徒酋長於館内而勸酒催興且出宝物示彼々弄愛宝物光広窺也遂以刀斬殺也此刀者修理大夫曾所授信広之来国俊也自是以為家珍

同年於大館内建立氏神八幡宮又於地藏山麓州崎創山王堂 卒年五十九

### II 光広

宮内少輔 若狭守 後剃髮号泰岩 生于松前

永正十五年改上国移居于相原周防守古城

同十六年五月夷賊徒蜂起光広運計策招入賊徒酋長於館内而勸酒催興且出宝物示彼々弄愛宝物光広窺也遂以刀斬殺也此刀者修理大夫曾所授信広之来国俊也自是以為家珍

同年於大館内建立氏神八幡宮又於地藏山麓州崎創山王堂 卒年五十九

### III 光広

宮内少輔 若狭守 後に剃髮して泰岩と号す。松前にうまる。

永正十五年、上国をあらためて相原周防守が古城にうつる。

同十六年五月、夷の賊徒蜂起す。光広はかりことを以て賊徒の張本人を館のうちへまねき入て、酒をすゝめ興をもよほし、宝物をいだして見せて、かれその宝物をもてあそぶ隙をうかゝひてきりこす。件の刀ハ父信広に修理大夫があたへし来国俊なり。是よりいよいよ家の重宝とす。

同年、大館の内におゐて氏神八幡宮を建立す。

又地藏山の麓州崎に山王堂をたつ。

五十九歳にて死す。

相違点は、0とIの間で、割注を含めて四箇所存在する。いずれも文章上の問題といえる。

### 0 義広

民部大輔 後剃髮号正岩 生松前

或夜夷密来于城外柵随欲却館中義広密之以弓射殺数人賊徒夜中逃去

大永七年建立阿吽寺為祈願所又創天神社并羽黒堂其後讓家督於嫡子季広而義

広閑居

享祿三年五月二十五日夜大雨夷来欲侵義広隠居地之州崎館而密渡州崎下橋義

広聞其聲覘其所射之夷不敢来翌日見之其矢中賊自左肩徹右脇而其余勢至後岸

飲羽是義広膂力勝人自壯年常控三人張弓故也卒年六十七

号法幢寺

### I 義広

民部大輔 後剃髮号正岩 生于松前

或夜夷密来于城外柵際欲却入館中義広察之以弓射殺数人依之賊徒逃去

大永七年建立阿吽寺為祈願所又創天神社并羽黒堂其後讓家督於嫡子季広而義

広閑居

享祿三年五月二十五日夜大雨西夷来欲襲義広隠居地之州崎館而密渡州崎下橋

義広聞其聲覘其所射之以故夷不敢来翌日見之其矢中賊自左肩徹右脇而其余勢

至後岸飲羽義広膂力勝人自壯年常持三人張之弓能穹云々卒年六十七

号法幢寺

### II 義広

民部大輔 後剃髮号正岩 生于松前

或夜夷密来于城外柵際欲却入館中義広察之以弓射殺数人依之賊徒逃去

大永七年建立阿吽寺為祈願所又創天神社并羽黒堂其後讓家督於嫡子季広而義広閑居

享祿三年五月二十五日夜大雨西夷來欲襲義広隱居地之州崎館而密渡州崎下橋義広聞其窺其所射之以故夷不敢來翌日見之其矢中賊自左肩徹右脇而其余勢至後岸飲羽義広奮力勝人自壯年常持三人張之弓能弯云々卒年六十七号法幢寺

### Ⅲ 義広

民部太輔 後に剃髮して正岩と号す。松前にうまる。

或夜、夷ひそかに城外の柵の際にきたつて、館のうちへせめいらんとす。義広是を察して弓を以て数人を射ころす。是に依て賊徒夜中ににげさる。

大永七年、阿吽寺を建立して祈願所とす。又天神の社ならびに羽黒堂をたつ。其後家督を嫡子季広にゆづりて、義広ハ閑居す。

享祿三年五月二十五日の夜、大に雨ふる。夷來て義広が隱居の地、州崎の館をうばハんとして、ひそかに州崎の下の橋をわたる。義広其おとをきいて、その所をうか、ひて射けれハ、夷きたる事を得ず。夜あけて是を見れハ、その矢賊の左の肩にあたり、右の脇にとほりてうしろの岸にたちて羽ふくらのむ。是義広が弓勢人にすくれて、壯年の時よりつねに三人張の弓をひくゆへなり。

六十七歳にて死す。法幢寺と号す。

相違箇所は、上記のように存在するが、多くは文章上のことである。しかし一点だけ、0では「享祿三年五月二十五日夜大雨夷來欲侵義広隱居地之州崎館」とあるのを、Iでは「享祿三年五月二十五日夜大雨西夷來欲襲義広隱居地之州崎館」と改められている。蜂起したのが「西夷」と断定されている。蠣崎義広(『新羅之記録』では「良広」と表記されているが、小稿では『寛永譜』表記に従い「義広」で統一する)の隱居地とされる州崎館は上之国に存在していたと考えられており、そこは渡島半島では西部地方に属する。箱館は東部地方となる。それ故、「西夷」と『寛永譜』草稿で書き改めたのであろうか。

### 0 季広

若狭守 後剃髮号永安 生于松前

天文初季広昼夜盡心回謀応東西夷分限畏金銀重宝調和議静國中騷乱此時以世多内之長波志多院為西夷尹以志利宇内之長知古茂多院為東夷尹以定商舶往還

法度故授年俸於此二人長件年俸令自諸国往來于夷商売償之故謂之夷役蓋此事自季広時始也

同七年於大館辺境建立愛宕山大権現社 卒年七十三

### I 季広

若狭守 後剃髮号永安 生于松前

天文初季広昼夜盡心回謀以金銀重宝畏東西夷各有差而調和議定國中騷乱時以世多内之波志多院為西夷長以志利宇内之長知古茂多院為東夷長以定夷商舶往還法度故季広授年俸於二人者以件年俸使諸国商売之往來于夷者償之故謂之夷役此事蓋自季広時始也

同七年於大館辺境建立愛宕山大権現社 卒年七十三

### II 季広

若狭守 後剃髮号永安 生于松前

天文初季広昼夜盡心回謀以金銀重宝畏東西夷各有差而調和議定國中騷乱時以世多内之波志多院為西夷長以志利宇内之長知古茂多院為東夷長以定夷商舶往還法度故季広授年俸於二人者以件年俸使諸国商売之往來于夷者償之故謂之夷役此事蓋自季広時始也

同七年於大館辺境建立愛宕山大権現社 卒年七十三

### III 季広

若狭守 後に剃髮して永安と号す。松前にうまる。

天文の初、季広昼夜心をつくしはかりことをめぐらして、東西の夷の分限にしたがひて金銀重宝をあたへ、和議をと、のへて国中の騷乱をしづむ。此時世多内の長波志多院を以て西夷の奉行とし、志利内の長知古茂多院を以て東夷の奉行として、夷へ往來の商人の法度をさだむ。是に依て扶持方を此二人の長にあたふ。件扶持方ハ諸国より夷へ往來する商人よりは是を出す。此ゆへに是を夷役といふ。此事季広の時よりは生まれり。同七年、大館の辺境におゐて愛宕山権現の社を建立数す。七十三歳にて死す。

0とIとの相違点は数点存在する。0では、「西夷尹」となっているが、Iでは「西夷長」となっている。「尹」「長」も首長というニュアンスもある。「尹」とは、「治める」という意味があるが、『寛永譜』草稿では分かりやすいように単なる首長という意味で「長」としたものであろうか。Ⅲに関しては、漢文ではなく、和文で著さなければならぬので「尹」や「長」という漢字は使われておらず「奉

行」と表現されている。Ⅲの「東西の夷の分限にしたがひて金銀重宝をあたへ、和議をとゝのへて国中の騒乱をしづむ」という文章は、Ⅰ、Ⅱの「以金銀重宝畏東西夷各有差而調和議定国中之騒乱」よりも、Ⅳの「応東西夷分限畏金銀重宝調和議静國中騒乱」の方が近いと感ぜられる。したがって、ⅢはⅣの影響が窺われる。

#### 〇慶広

民部太輔 志摩守 伊豆守 従五位下

後剃髮号永安 生于松前

天正十六年四月十三日謁豊臣秀吉依秀吉命改志摩守

文禄元年秀吉為征朝鮮発向于肥州名護屋時慶広従行既而賜暇帰国

同三年八月秀吉命慶広賜可領知夷一國并松前之御朱印就中載自諸国渡海于夷商船可從慶広下知之旨若有背法者告諭其国主可誅討之云々且賜自津輕至北国

并撰州大坂人夫伝馬御朱印是父季広多年積勞平夷故也

慶長元年奉拜

東照大権現

同五年於松前境内相攸初築新城至同十一年八月終其功名其地曰福山

同十四年依

大権現仰叙従五位下任伊豆守

同年頂戴 御繼目御朱印二通此時又自津輕至南部仙台秋田酒田由利仙北最上

等人馬伝馬之事於 御朱印文言賜之

建立宇須善光寺

元和四年十月十二日卒七十三歳

#### Ⅰ慶広

民部太輔 志摩守 伊豆守 従五位下

後剃髮号永安 生于松前

天正十六年四月十三日謁豊臣秀吉而依秀吉命改民部大輔号志摩守

文禄元年秀吉為征朝鮮発向于肥州名護屋時慶広従之既而賜暇帰国

同三年八月秀吉命慶広賜可領知夷一嶋并松前之朱印而諸国商船渡海于夷者可從慶広下知若有背法者則告諭其国主可誅討之旨被載之且賜自津輕至北国并撰

州大坂人夫伝馬之朱印是以父季広多年積勞平夷故也

慶長元年奉拜

東照大権現

同五年於松前境内相攸初築新城至同十一年八月終其功名其地曰福山

同十四年依

大権現之命叙従五位下任伊豆守

同年頂戴 大権現之御朱印二通此時又自津輕至南部仙台秋田酒田由利仙北最

上等人夫伝馬之事

建立宇須善光寺

元和四年十月十二日卒七十三歳

#### Ⅱ慶広

民部太輔 志摩守 伊豆守 従五位下

後剃髮号永安 生于松前

天正十六年四月十三日謁豊臣秀吉而依秀吉命改民部大輔号志摩守

文禄元年秀吉為征朝鮮発向于肥州名護屋時慶広従之既而賜暇帰国

同三年八月秀吉命慶広賜可領知夷一嶋并松前之朱印而諸国商船渡海于夷者可從慶広下知若有背法者則告諭其国主可誅討之旨被載之且賜自津輕至北国并撰

州大坂人夫伝馬之朱印是以父季広多年積勞平夷故也

慶長元年奉拜

東照大権現

同五年於松前境内相攸初築新城至同十一年八月終其功名其地曰福山

同十四年依

大権現之命叙従五位下任伊豆守

同年頂戴 大権現之御朱印二通此時又自津輕至南部仙台秋田酒田由利仙北最

上等人夫伝馬之事

建立宇須善光寺

元和四年十月十二日卒七十三歳

#### Ⅲ慶広

民部太輔 志摩守 伊豆守

従五位下 後に剃髮して永泉と号す。松前にうまる。

天正十六年四月十三日、豊臣秀吉に謁して、秀吉の命により志摩守とあらたむ。

文禄元年、秀吉朝鮮国をうたため肥州名護屋に発向のとき、慶広はにしたがひて名護屋にいたり、しばらくありて帰国す。

同三年八月、秀吉、慶広に命じて、夷一国ならびに松前を領知すべきの朱印をたまふ。中において、諸国より夷へ渡海する商船、慶広が下知にしたがふべし、若法にそむくものあらば其国主につけて誅罰すべきのむねをのす。又津軽より北国ならびに撰州大坂にいたつて人夫・伝馬の朱印をたまふ。是父季広が多年勞をつんで夷をしづむるゆへなり。慶長元年、東照大権現を拜し奉る。

同五年、松前の境内にて要害の地をえらびて、初て新城をきつく。同十一年八月にいたつて造畢す。その地を名づけて福山といふ。

同十四年、大権現の仰に依て従五位下に叙し、伊豆守に任ず。

同年、御継目の御朱印二通を頂戴す。此時又津軽より南部・仙台・秋田・酒田・由利・仙北・最上等にいたつて人夫・伝馬の事、御朱印の文言にのせて是をたまふ。

宇須の善光寺を建立す。

元和四年十月十二日、死す。七十三歳

松前藩初代藩主松前慶広の記述である。細かい点だが、変更点が見いだせる。①0では豊臣秀吉が発給した朱印状に「御朱印」と書かれていたが、Iでは「朱印」と書き改められていた。これは『寛永譜』の徳川氏以外には敬称を一切用いないという「編聚」上の形式的統一事項に合致している<sup>(17)</sup>。

②0では「夷一国」と書かれているが、Iでは「夷一嶋」と変更されている。蝦夷地は国郡制には入っておらず、「国」ではないので「嶋」とIでは書き改められたのだろう。③慶広の従五位下伊豆守の叙位任官では、0では「大権現之仰」が、Iでは「大権現之命」に変更されている。「仰」よりも「命」の方が將軍の命令により官位を与えることができるという点を強調したのであろうか。

Ⅲの記述であるが、「一国」と表記されている点、「大権現の仰」と書かれていることなどから、0の影響も感じられる。しかし豊臣秀吉が発給した朱印状のことは単に「朱印」と書いているだけなので、その点は『寛永譜』の形式的統一に沿った書き方となっている。

- 0 舜広
- 宮内
- I 舜広
- 宮内

Ⅱ 舜広  
宮内  
Ⅲ 舜広  
宮内  
四者には相違点は認められない。

0 政広  
右衛門

I 政広  
右衛門

Ⅱ 政広  
右衛門

Ⅲ 政広  
右衛門

四者には相違点は認められない。

0 元広

万五郎

I 元広

万五郎

Ⅱ 元広

万五郎

Ⅲ 元広

万五郎

四者には相違点は認められない。

0 定広

玄蕃

I 定広

玄蕃

Ⅱ 定広

玄蕃

Ⅲ 定広  
 玄蕃  
 四者には相違点は認められない。

0 信広  
 但馬  
 Ⅰ 信広  
 但馬  
 Ⅱ 信広  
 但馬  
 Ⅲ 信広  
 但馬

四者には相違点は認められない。

0 吉広  
 作左衛門  
 Ⅰ 吉広  
 作左衛門  
 Ⅱ 吉広  
 作左衛門  
 Ⅲ 吉広  
 作左衛門

四者には相違点は認められない。

0 忠広  
 庄左衛門  
 Ⅰ 忠広  
 庄左衛門  
 Ⅱ 忠広  
 庄左衛門  
 Ⅲ 忠広  
 庄左衛門

四者には相違点は認められない。

0 景広  
 主水  
 Ⅰ 景広  
 主水  
 Ⅱ 景広  
 主水  
 Ⅲ 景広  
 主水

四者には相違点は認められない。

0 利広  
 右衛門  
 為兄右衛門政広養子継其家  
 Ⅰ 利広  
 右衛門  
 為兄右衛門政広養子継其家  
 Ⅱ 利広  
 右衛門  
 為兄右衛門政広養子継其家  
 Ⅲ 利広  
 右衛門  
 為兄右衛門政広養子継其家

右衛門  
 兄右衛門利広が養子となつて、其家をつぐ。  
 四者には相違点は認められない。

0 女子  
 六人 巳上生于松前  
 Ⅰ 女子  
 六人 右皆産于松前  
 Ⅱ 女子  
 六人 右皆産于松前

Ⅲ 女子六人

以上、松前にうまる。

0とⅠに相違点がある。内容的には同じである。Ⅲは、Ⅰ、Ⅱではなく、0の影響があると感じられる。

0 盛広

甚五郎 従五位下 若狭守 生于松前

慶長元年与父慶広同時奉拝

大権現時賜虎皮五枚并黄金五十兩於盛広

同八年依

大権現命叙従五位下任若狭守盛広叙従五位下自父慶広六年前也

同年

大権現被任征夷大將軍時盛広勤 御参内供奉

慶長十二年正月廿一日卒 年三十七 法名月浦宗円

Ⅰ 盛広

甚五郎 従五位下 若狭守 生于松前

慶長元年与父慶広同時奉拝

大権現時賜虎皮五枚并黄金五十兩於盛広

同八年依

大権現之命叙従五位下任若狭守先父叙位者六年

同年

大権現被任征夷大將軍御参内時盛供奉

慶長十二年正月二十一日卒 年三十一 法名月浦宗円

Ⅱ 盛広

甚五郎 従五位下 若狭守 生于松前

慶長元年与父慶広同時奉拝

大権現時賜虎皮五枚并黄金五十兩於盛広

同八年依

大権現之命叙従五位下任若狭守先父叙位者六年

同年

大権現被任征夷大將軍御参内時盛供奉

慶長十二年正月二十一日卒 年三十七 法名月浦宗円

Ⅲ 盛広

甚五郎 従五位下 若狭守

松前にうまる。

慶長元年、父慶広と同時に大権現を拝し奉る。時に虎皮五枚ならびに黄金五十兩を盛広にたまふ。

同八年、大権現の命に依て従五位下に叙し、若狭守に任ず。盛広従五位下に叙する事、父慶広より六年前なり。

同年、大権現征夷大將軍に任じたまふ時、盛広御参内の供奉を勤む。  
慶長十二年正月二十一日、死す。年三十七。法名月浦宗円。

0とⅠの大きな相違点では、0の「盛広叙従五位下自父慶広六年前也」が、Ⅰでは割注「先父叙位者六年」になっている。また松前盛広の没年が0では三十七歳、Ⅰでは三十一歳となっている点がある。没年はⅡで三十七歳と0の記述に戻っている。これが唯一のⅠとⅡの間に存在する相違点である。「寛永譜」の「編聚」時に疑問点は幕府から各藩へ問い合わせがなされ、松前藩へも永井弥右衛門が派遣されているので、この際に盛広の没年に関する質疑がなされたものと思われる。その質疑の内容を伝える史料は管見では見いだせなかった。Ⅲに関しては、この記述に注目する。「盛広従五位下に叙する事、父慶広より六年前なり」とある。これは0の記述「盛広叙従五位下自父慶広六年前也」の影響が強く感じられる。Ⅰ、Ⅱに共通してみられる割注「先父叙位者六年」とは影響は強く感じられない。

0 行広

長門

Ⅰ 行広

長門

Ⅱ 行広

長門

Ⅲ 行広

長門

四者に相違点はない。

0 次広

伝十郎  
 I次広  
 伝十郎  
 II次広  
 伝十郎  
 III次広  
 伝十郎  
 四者に相違点はない。

0種広  
 数馬  
 I種広  
 数馬  
 II種広  
 数馬  
 III種広  
 数馬  
 四者に相違点はない。

0等広  
 伊予  
 I等広  
 伊予  
 II等広  
 伊予  
 III等広  
 伊予  
 四者に相違点はない。

市正  
 II政広  
 市正  
 III政広  
 市正  
 四者に相違点はない。

0満広  
 長次郎  
 I満広  
 長次郎  
 II満広  
 長次郎  
 III満広  
 長次郎  
 四者に相違点はない。

0女子  
 二人 已上生于松前  
 I女子  
 二人 右皆産于松前  
 II女子  
 二人 右皆産于松前  
 III女子二人  
 以上、松前にうまる。

0とIの間に相違点が存在するが、内容に関するものではない。IIIの記述は、  
 I、IIよりも0の方に影響が認められる。

0公広  
 甚五郎 松前志摩守 從五位下 生于松前  
 慶長十八年公広十六歳奉拜  
 台徳院殿叙從五位下任志摩守改称松前

同年頂戴繼目 御朱印

元和六年

台徳院殿賜黄金百枚於公広拝領松前金山土井大炊頭青山伯耆守奉之告 鈞命

旨於公広公広 拝恩願辱

寛永九年

台徳院殿薨御時為御遺物拝領銀子三千兩其後奉社于

將軍家 御入洛之供奉

同十四年三月廿八日公広居城回録時火入鉄炮葉中焰分散四方故公広触炎 蒙

救箇所疵

同十七年六月十三日自戸勝至亀田逆波溢陸地人家悉漂蕩土民并夷等五百余

人溺死

同日内浦嶽炎上其灰塞虚空自十四日己刻至十五日午刻國中如闇夜

同十八年七月八日卒年四十四 法名大麟宗愚

### I 公広

甚五郎 松前志摩守 從五位下 生于松前

慶長十八年公広十六歳奉拝

台徳院殿叙從五位下任志摩守因改蛎崎号松前

同年継家督賜 御朱印

元和六年

台徳院殿賜黄金百枚於公広拝領松前金山土井大炊頭青山伯耆守奉之告 鈞命

之旨於公広々々拝鈞命之辱

寛永九年

台徳院殿薨御時為御遺物拝領銀子三千兩其後奉社于

將軍家 御入洛供奉

同十四年三月二十八日公広居城回録時火入所貯積之鉄炮葉中焰分散四方故公

広触炎 蒙救箇所疵

同十七年六月十三日自松前領内戸勝至亀田逆波溢于陸地人家悉漂蕩土民并夷

等五百余人溺死

同日内浦嶽自炎上其灰塞虚空自十四日己刻至十五日午刻領内如闇夜

同十八年七月八日卒年四十四 法名大麟宗愚

### II 公広

甚五郎 松前志摩守 從五位下 生于松前

慶長十八年公広十六歳奉拝

台徳院殿叙從五位下任志摩守因改蛎崎号松前

同年継家督賜 御朱印

元和六年

台徳院殿賜黄金百枚於公広拝領松前金山土井大炊頭青山伯耆守奉之告 鈞命

之旨於公広々々拝鈞命之辱

寛永九年

台徳院殿薨御時為御遺物拝領銀子三千兩其後奉社于

將軍家 御入洛供奉

同十四年三月二十八日公広居城回録時火入所貯積之鉄炮葉中焰分散四方故公

広触炎 蒙救箇所疵

同十七年六月十三日自松前領内戸勝至亀田逆波溢于陸地人家悉漂蕩土民并夷

等五百余人溺死

同日内浦嶽自炎上其灰塞虚空自十四日己刻至十五日午刻領内如闇夜

同十八年七月八日卒年四十四 法名大麟宗愚

### III 公広

甚五郎 松前志摩守 從五位下

松前にうまる。

慶長十八年、公広十六歳にて台徳院殿を拝し奉る。時に從五位下に叙し、志

摩守に任じられ、称号を松前とあらたむ。

同年、継目の御朱印を頂戴す。

元和六年、台徳院殿黄金百枚を公広にたまふ。其上松前の金山を拝領す。土

井大炊頭利勝・青山伯耆守忠俊是をうけたまはつて鈞命のむねを公広につ

ぐ。公広恩顧のかたじけなき事を拝す。

寛永九年、台徳院殿薨去の時、御遺物として銀子三千兩を拝領す。そのうち

將軍家につかへ奉て、御入洛の供奉を勤む。

同十四年三月廿八日、公広が居城炎上す。時にその火鉄砲の葉の中に入れて焰

四方に分散するゆへ、公広炎燼にふれて数ヶ所の疵をかうふる。

同十七年六月十三日、戸勝より亀田迄津波あがりて、人家ことごとくたゞよ

ひながれ、土民ならびに夷等五百餘人おぼれ死す。同日、内浦の嶽炎上して

其灰虚空にみちふさがりて、十四日の巳の刻より十五日の午の刻にいたつて

國中闇夜のごとし。



同十八年七月八日、卒す。年四十四。法名大麟宗愚。

上記のように、0とⅠの間には相違点が存在している。文章上のことだけで、著しく内容的に異なっている点はないが、0に「国中」と書かれているのが、「領内」と書き改めている点などは、蝦夷地はあくまで国ではないとする幕府の厳正さがにじみ出ていると感ぜられる。もう一点、松前公広が、將軍徳川秀忠より黄金百枚を下賜され、松前の金山を拝領したことに対して、0では「拝恩顧辱」となっているが、Ⅰでは「拝釣命之辱」となっている。「恩顧」よりも「釣命」（Ⅱ君主の命令）に対して「辱」即ちかたじけなく「拝」すことの方が徳川將軍の權威を強調する上では適切と考えたのであろう。Ⅲに関しては、「恩顧のかたじけなき事を拝す」となっており、Ⅰで改められた「釣命」という言葉を用いていない。ⅢはⅠではなく、0の影響が感ぜられる。

0兼広

右兵衛 生于同所 早世

Ⅰ兼広

右兵衛 生于松前 早世

Ⅱ兼広

右兵衛 生于松前 早世

Ⅲ兼広

右兵衛 松前にうまる。早世

0とⅠの間に相違点が確認される。ⅢはⅠ、Ⅱの書き下し文になっている。

0氏広

弁之助 生于同上

寛永十六年十一月十三日奉調

將軍家時氏広十六歳

同十八年十二月十五日依 釣命続父家督

同十九年三月三日賜 御暇帰国凡自祖父盛広時賜 御暇毎度拝領金銀呉服等若干

若干遂一不記之又毎年被遣御鷹師於松前時拝領呉服二十領自松前亦毎年春秋

献御鷹

Ⅰ氏広

弁之助 生于同前

寛永十六年十一月十三日奉拝

將軍家時氏広十六歳

同十八年十二月十五日依 釣命続父家督

同十九年三月三日賜 御暇帰国凡自祖父盛広時賜 御暇拝領金銀呉服等若干

不悉記之又毎年被遣御鷹師於松前時拝領呉服二十領自松前亦毎年春秋献御鷹

Ⅱ氏広

弁之助 生于同前

寛永十六年十一月十三日奉拝

將軍家時氏広十六歳

同十八年十二月十五日依 釣命続父家督

同十九年三月三日賜 御暇帰国凡自祖父盛広時賜 御暇拝領金銀呉服等若干

不悉記之又毎年被遣御鷹師於松前時拝領呉服二十領自松前亦毎年春秋献御鷹

Ⅲ氏広

弁之助 生于同前。

寛永十六年十一月十三日、將軍家に謁し奉る。時に氏広十六歳。

同十八年十二月十五日、釣命に依て父が家督をつぐ。

同十九年三月三日、御暇をたまはつて帰国す。およそ祖父盛広時より、御暇

をたまはるごとに金銀・呉服等あまた拝領す。逐一に是をしるさず。又毎年

御鷹匠松前に下向の時、呉服二十領を拝領す。松前よりも又毎年の春秋に御

鷹を献す。

0とⅠの間に若干相違点がみられる。0では「賜 御暇毎度拝領金銀呉服等若干遂一不記之」となっているのに対して、Ⅰでは「賜 御暇拝領金銀呉服等若干不悉記之」となっている。0では暇乞いをする「毎度」、金銀や呉服を賜ったが、逐一これを記さないという意味になるが、Ⅰでは暇乞いをして金銀や呉服を賜ったが、悉くこれを記さずという意味にとれる。「毎度」という言葉をⅠでは省いている。Ⅲは「御暇をたまはるごとに金銀・呉服等あまた拝領す。逐一に是をしるさず」となっており、0を参考にしたといえる。

0泰広

甚十郎 生于同上

寛永十六年十一月十三日与兄氏広同時奉調

將軍家時泰広十五歳

同二十年三月代兄氏広参勤于江戸  
I 泰広

甚十郎 生所同前

寛永十六年十一月十三日与兄氏広同奉拜

將軍家時泰広十五歳

同二十年三月代兄氏広参勤于江戸

II 泰広

甚十郎 生所同前

寛永十六年十一月十三日与兄氏広同奉拜

將軍家時泰広十五歳

同二十年三月代兄氏広参勤于江戸

III 泰広

甚十郎 世所上に同じ。

寛永十六年十一月十三日、兄氏広と同時將軍家を拜し奉る。時に泰広十五歳。

同十九年三月、兄氏広に代て江戸に参勤す。

数点0とIの間に相違点がある。0では「奉調」と書かれているが、Iでは「奉拜」と改められている。IIIでは「拜し奉る」と書かれており、I、IIの影響がみられる。また、IIIのみ松前泰広が兄氏広に代わつて江戸に参勤したのが寛永十九年（一六四二）とされている。『徳川実紀』寛永十九年三月上巳の項に「松平（松前の誤りか一引用者注）弁之助氏広就封のいとま給ふ」（黒板勝美・編『新訂増補 国史大系 徳川実紀』第三編）とあり、このことを指していると思われる。寛永二十年（一六四四）の項には、松前氏の参勤の記事は出ていないので、0、IIの寛永二十年参勤は誤りであるといえ、IIIの『寛永譜』仮名本で、初めて正しく訂正されたといえよう。

0 勝広

甚三郎 生于同所

I 勝広

甚三郎 生于同所

II 勝広

甚三郎 生于同所

III 勝広

甚三郎 生所同前

IIIのみ、「同前」と書かれている。内容的に相違はない。

0 幸広

石丸 生于同所

I 幸広

石丸 生于同所

II 幸広

石丸 生于同所

III 幸広

石丸 生所同前

IIIのみ、「同前」と書かれている。内容的に相違はない。

0 女子

女子

女子

女子

女子

已上生于同所

寛永二十癸未歳七月吉日

松前弁之助

I 女子五人

生于同所

II 女子五人

生于同所

III 女子

家紋割菱

女子

女子

女子  
女子  
女子

已上、同所に生る。

家紋 割菱

0では、女子が5人いるので全て書かれているが、I、IIでは「女子五人」と纏めて書かれている。IIIでは一見して分かるように0の影響が強く感じられる。

以上、四種類の松前氏の系図を比較した。その結果、つぎのようなことがいえる。まず、0とIの間にもみられる関係としては、両者の間には書き直された箇所が見られるが、いずれも文章上の点のみであり、内容を大きく変更するものではなかった。松前慶広の項に、0では豊臣秀吉から発給された朱印状のことを「御朱印」、蝦夷地のことを「夷一国」と書かれているが、Iではそれぞれ「朱印」、「夷一嶋」と改められている。これは前者は『寛永譜』の「編聚」基準に合致させたもの、後者は蝦夷地は国郡制の範囲外であるから「国」は不適当と幕府の「編聚」担当者（橋本政宣氏によると真名本清和源氏部の担当者は、林羅山、同春齋、△寛永諸家系図伝と諸家の呈譜）が判断したためであろう。また、0では「大権現之仰」により、慶広が叙位・任官されたと書かれているが、Iでは「大権現之命」と変更されている。徳川家康の命令で慶広は叙位・任官することが出来たと読者に思わせるためであろうか。

次にIとIIの間であるが殆ど相違点はない。ただ「箇所だけ松前盛広の没年だけである。0は三十七歳、Iでは三十一歳となっているが、IIでは0の記述に戻っている。松前氏に質疑がなされて0が正しいと判断されたのであろう。

最後にIIIであるが、IIIは仮名で書かれた『寛永譜』成稿であるが、I（真名で書かれた草稿）やII（真名本成稿）の書き下し文でないことは、両者を比較して明らかであると思われる。また、文章の類似性からいえば0（松前氏提出原本と目される）と最も共通点が見出された。また、IIIに関しては松前泰広の項で、泰広の参勤年が0～IIまでは寛永二十年（一六四三）となっているが、IIIでは寛永十九年（一六四二）となっており、後者の方が正しいことが明らかになった。IIIを書くに当たっても、松前氏から提出されたものを批判的に検討していたことが窺える。

『寛永譜』の成立過程は橋本氏によると、松前氏が所属している、清和源氏部

の真名本の「編聚」担当者は林羅山、同春齋で、それを元にして仮名本に書き改めたのが見樹院立詮であったとされている（橋本政宣「寛永諸家系図伝と諸家の呈譜」）。しかし、前述したようにII（真名本成稿）からIII（仮名本成稿）に書き改められたとは、松前氏の場合には言い難い。立詮は、系図作製のために新規召し抱えられた松前藩家老斎藤直政と親交があり、『松前系図 全』（松前景広が『松前家譜』を改訂増補した系図）の序文、並びに『新羅之記録』によると、寛永二十年（一六四三）七月二十日に、幕府から松前氏に対して呈請命令が出されたその日の内に、斎藤が立詮を訪ねたと書かれている。立詮は松前氏の系図を清書して1巻は太田資宗（寛永譜）の「編聚」責任者を介して将軍徳川家光に、1巻は藩主松前氏に献上されたことである。『寛永譜』清和源氏部の仮名本の「編聚」担当者が見樹院立詮であることから、少なくとも松前氏の系図の場合については、何らかの理由で彼がIIよりも0の方を参考にしてIIIを執筆したといえるのではないだろうか。

#### 4. おわりに

以上、松前氏が幕府に提出した原本と思われる『松前家譜』から、『寛永譜』成稿仮名本までの四種類を検討してきた。各本が、相互にどのような記述の変遷があったのか明らかに出来たと思われる。

これは「松前家譜」から『寛永譜』というルートの検討であり、『新羅之記録』に繋がるものではない。もう一つ、『松前家譜』から、松前景広が改訂した『松前系図 全』へ、そして『新羅之記録』に至るルートも存在する。それを今後の課題としたい。

(1) 黒板勝美・編『新訂増補 国史大系 徳川実紀』第三篇 吉川弘文館 一九三〇年 二一七頁

(2) 松前景広『新羅之記録』函館市立図書館所蔵

(3) 前掲黒板勝美・編『新訂増補 国史大系 徳川実紀』第三篇 七四三～七四四 四頁

(4) 工藤大輔「松前家による系図作成の一齣」（弘前大学国史研究）第一一〇号 弘前大学国史研究会 二〇〇一年三月

(5) 橋本政宣「寛永諸家系図伝と諸家の呈譜」（日光東照宮社務所・編『日光叢

- 書 寛永諸家系図伝』第一巻 日光東照宮社務所 一九八九年) 十六頁
- (6) 橋本政宣「寛永諸家系図伝と細川系図」(『日本歴史』第五〇一号 吉川弘文館 一九九〇年二月) 五頁
- (7) 山本信吉「『寛永諸家系図伝』について」(日光東照宮社務所・編『日光叢書 寛永諸家系図伝』第一巻 日光東照宮社務所 一九八九年) 十一頁
- (8) 福井保①「明治六年秘閣焼失書目」(『北の丸』第七号 一九七六年九月)、同②『江戸幕府編纂物』雄松堂出版 一九八三年
- (9) 「東照宮御道具留書」(日光東照宮社務所・編『日光叢書 社家御番所日記』第十七巻 続群書類従完成会 一九七七年)
- (10) 前掲黒板勝美・編『新訂増補 国史大系 徳川実紀』第三篇 七四三了七四四頁
- (11) 前掲山本信吉「『寛永諸家系図伝』について」十頁
- (12) 前掲橋本政宣「寛永諸家系図伝と諸家の呈譜」三十七頁
- (13) 黒板勝美・編『新訂増補国史大系』第六十巻上 吉川弘文館 一九六一年 三二〇頁
- (14) 高柳光寿／岡山泰四／斎木一馬・編『新訂 寛政重修諸家譜』続群書類従完成会
- (15) 前掲黒板勝美・編『国史大系』第六十巻上 三二六頁
- (16) 永原慶二・監修『岩波日本史辞典』岩波書店 一九九九年 十九頁
- (17) 『寛永譜』を「編聚」するにあたっては、①譜伝の最初にあげられている通称・官途・位階などは最初に大書される。②原則として改年のところでは改行にし、干支は付さない。③徳川氏以外には敬称を一切用いない。そして、家康は東照大権現(または大権現)、秀忠は台徳院殿、家光は將軍家と表記し、台頭にして記す。④家紋は必ず系図の後に記す(前掲橋本政宣「寛永諸家系図伝と諸家の呈譜」)。

(平成17年9月29日受付)

(平成18年1月11日採録)